

「クラウドサービスと著作権」に関する意見

2014年10月31日
一般社団法人 日本新聞協会

文化審議会著作権分科会「著作物の適正な保護と利用・流通に関する小委員会」（以下「本小委員会」）におかれては、これまで「クラウドサービスと著作権」に関する真摯な議論が交わされて来ました。日本新聞協会といたしましては、合意形成を目指す本小委員会の委員各位のご努力に敬意を表しますとともに、本日、発言の機会をいただいたことに感謝申し上げます。

新聞をはじめ書籍、雑誌などの文字媒体の著作物は、クラウドを含めたインターネット上のコンテンツとして、大量に複製・蓄積などの形で利用されています。このような現状を踏まえ、当協会としての意見を申し上げます。

新聞記事二次利用のサイクルが機能

新聞業界の現状をご説明しますと、新聞各社は紙の新聞は元より、インターネットのニュースサイト、スマートフォンのアプリなどでも記事や写真などのコンテンツを提供しています。ご存じのとおり紙の新聞は安価で手軽に買えますし、新聞各社のサイトには閲覧が無料の部分も少なくありません。こうして私どもが発信する新聞やニュースサイトの記事には二次利用のニーズが少なからず存在します。

新聞各社では、記事などの複製をはじめ様々な形態の二次利用を求める企業、団体や個人に対して、許諾契約などにより、適切な権利処理を伴う対応を円滑に実施しています。許諾契約などには無償と有償の双方がありますが、いずれの場合も、新聞社は二次利用の目的や公共性などに鑑み、利用者との話し合いに基づいて合意形成を図っています。また、新聞各社は記事の検索サービスも提供しており、過去の記事を読みたいという読者の要望にも応えています。このように新聞記事の二次利用のサイクルは円滑に機能していると言えます。

無許諾での記事利用は問題も

一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が昨年12月および今年2月に文化審議会のワーキングチームに提出した資料でクラウドに関連して例示した様々なサービスの中には、憂慮すべき問題を含んでいるものが少なからず見受けられます。

例えば、新聞社のニュースサイトの画面イメージや記事テキスト等を複製・蓄積することができる「スナップショット・アーカイブ」サービスの一部には、元のサイト作成者の意思や意図が尊重されているかどうか、疑問を抱かざるを得ないものが含まれています。新聞各社は、刑事事件などに関して、続報の掲出などの際、時間の経過とともにプライバシーや人権に関する報道上の配慮を行っています。また、過去の記事の二次利用を許諾するにあたっては、プライバシーや人権について慎重かつ十分に配慮したうえで、諾否を判断しています。しかし、こうしたサービスの一部には、報道機関の配慮が反映されない危険性があります。

去る10月9日、ある男性が検索サイトで自分の名前を検索すると犯罪に関わっているかのような検索結果が出てくるのはプライバシー侵害だとして、検索結果削除を求めた仮処分申請で、東京地裁は検索結果の一部の削除を命じる決定を出し、検索サイトの会社もこれに応じて削除しました。「スナップショット・アーカイブ」サービスが十分な検討なく広がると、このようにプライバシーを侵害されたと感じる人たちが時間と費用をかけて訴訟を提起

せざるをえないケースが増えるおそれがあります。

また、「評判分析サービス」「論文作成・検証支援サービス」などの例示もありますが、現行の著作権法の枠内で利用可能な部分もありますし、新聞社のニュースサイトの記事などを利用する場合は、著作権者と契約を適切に締結して十分に対応できると考えられます。

JEITA 提出の資料では、ほかにも様々なサービスが挙げられていますが、例示された海外のサービスは、必ずしもそれぞれの国や地域で適法とされているわけではありません。例えば、米国のテレビ番組のネット配信サービス「Aereo」(スライド 97 番)については今年 6 月 25 日、米国連邦最高裁が違法とする判決を下しました。また、英国の「TVCatchup」(同 40 番)に関しても、昨年 3 月 7 日に欧州司法裁判所 (CJEU) が違法と判断しています。

「柔軟な権利制限規定」に反対

本小委員会では、クラウドをはじめとする様々なサービスの実現を目的に、著作権法に「柔軟な権利制限規定」を導入すべきだという意見が、一部の委員から聞かれました。

「柔軟な権利制限規定」は米国著作権法 107 条の「フェアユース規定」を想起させますが、米国の規定は 100 年以上にわたる判例の蓄積を踏まえて制定されたものです。日本にはこうした判例の蓄積がないため、曖昧な権利制限規定が導入されれば、適法か違法か迷う場合には訴訟を提起するほかなくなり、著作権を侵害しても「フェアユースだ」と意図的に抗弁する「居直り侵害」や、知識・理解不足による「思い込み侵害」が蔓延するおそれがあります。このように権利者の正当な利益を害するだけでなく、事業者、利用者、権利者のいずれにも時間的・経済的負担を強いたり、著作権法の目的である「著作物の保護と利用のバランス」に反したりするおそれがあるといえます。

政府は「知的財産立国」を標榜し、日本の文化の国際展開を図る「クールジャパン」などの施策を推進しています。しかし、どんなに良質なコンテンツが創り出されても、著作権を軽視する行為が横行すれば、「知的財産立国」の夢は幻想に終わります。「柔軟な権利制限規定」は著作物の保護に反するだけでなく、「知的財産立国」を目指すわが国の方針にも反するおそれがあります。

以上の理由から、当協会は「柔軟な権利制限規定」の導入に反対します。

本小委員会での議論の尊重を

本小委員会では、クラウドに関連する事業者、利用者、権利者の代表と学識経験者の方々が、意義深い議論を重ねて来られました。その議論の結果、本小委員会として一定の結論が得られるのであれば、それは関係者が一堂に会した場での議論の成果にほかなりません。

本小委員会での議論とその成果が尊重されることを強く要望し、日本新聞協会の意見表明とさせていただきます。

以 上